

## 青森市長等の損害賠償責任に関する条例逐条解説

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### 【解説】

○本条は、本条例の趣旨について規定するものである。

平成29年の地方自治法の改正に伴い、同法第243条の2第1項の規定により、市長等の市に対する損害を賠償する責任について、条例で、損害賠償責任額から条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとなったことから、同項の規定に基づき、市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものである。

### (損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号の規定により損害の賠償の責任を負う額から控除する基準として算定される額に相当する額をそれぞれ控除して得た額について免れさせるものとする。

#### 【解説】

○本条は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、以下の計算式により得られた額を免責する旨を定めるものである。

免責する額 = 損害賠償責任額 - 政令で定める基準額と同額(自己負担額)

なお、政令で定める基準額については、市長等の給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。)の一会計年度当たりの額(基準給与年額)に、それぞれの職責に応じて設定された数を乗じて得た額とされている。

<乗数>

乗数	役職
6	市長
4	副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員
2	農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者
1	その他の職員

### 附 則

#### (施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 【解説】

○本項は、公布の日から施行することを規定している。